

# (仮称) 第三次川越市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

## 策定支援業務委託プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

平成 24 年度に策定した「第二次川越市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」を見直し、次期川越市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) を策定する。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名

(仮称) 第三次川越市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 策定支援業務委託

#### (2) 業務内容

別紙、仕様書のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日 から 平成 30 年 3 月 20 日 (火) まで

#### (4) 事業費限度額

7,280,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※本業務の契約締結に係る上限額であり、見積額についてはこの範囲で別途算定する。

### 3 担当課

川越市 環境部 環境政策課

(担当: 富田、伊藤)

所在地 〒350-8601 川越市元町 1-3-1

電話 049-224-8811 (内線 2614) 049-224-5866 (直通)

メールアドレス kankyoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp

ホームページ URL <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

### 4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく平成 29・30 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務委託の公告日から契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。) でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 平成 24 年度以降に完了した、本業務と同種の業務において業務実績がある者であること。同種の業務とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画 (区域施策編) 及び環境基本計画の策定・改定業務をいう。なお、下請け業務は含まないものとする。

## 5 業者選考のスケジュール

### (1) スケジュール (予定)

内 容	期 間
公募開始	平成 29 年 4 月 3 日 (月)
参加表明	平成 29 年 4 月 3 日 (月) ～4 月 12 日 (水) 午後 4 時まで
質問の受付	平成 29 年 4 月 6 日 (木) ～4 月 10 日 (月) 正午まで
企画提案書等の提出	平成 29 年 4 月 17 日 (月) ～4 月 20 日 (木) (各日の午前 9 時から午後 4 時まで)
プレゼンテーション 審査の実施	平成 29 年 4 月 26 日 (水) (予定)
審査結果の通知	平成 29 年 5 月上旬
契約締結	平成 29 年 5 月上旬

## 6 参加表明

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「プロポーザル参加表明書(様式 1)」(以下、「様式 1」)及び「業務経歴書(様式 2)」(以下、「様式 2」)を提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

### (1) 受付期間

平成 29 年 4 月 3 日 (月) から 4 月 12 日 (水) 午後 4 時まで (郵送の場合は必着)

### (2) 提出方法

「様式 1」及び「様式 2」に必要事項を記入し、持参又は郵送で環境政策課へ提出してください。

### (3) 参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、平成 29 年 4 月 13 日 (木) までに参加資格の確認結果について、電子メールで通知します。

## 7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式 3)」(以下、「様式 3」)を提出してください。

### (1) 受付期間

平成 29 年 4 月 6 日 (木) から 4 月 10 日 (月) 正午 まで

### (2) 提出方法

「様式 3」に必要事項を記入し、電子メールに添付して環境政策課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問(事業者名)」としてください。メール送信後、環境政策課に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答いたしません。

### (3) 回答

質問の回答は、平成 29 年 4 月 11 日 (火) までに、ホームページで公開します。

## 8 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下、提出書類)を持参又は郵送により提出してください。なお、提案者 1 者につき 1 つの企画提案の提出に限ります。

### (1) 提出期間

平成 29 年 4 月 17 日 (月) から 4 月 20 日 (木) までの午前 9 時から午後 4 時まで (郵送の場合は 4 月 20 日 (木) 必着)

## (2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。日本工業規格による A4 判（様式 10 は A3 判可）の規格によることとします。様式 4～6 は代表者印が必要です。様式 7～10 は、順に並べて左綴じしてください。

様式 4～6 は、各 1 部作成してください。様式 7～10 は、作成した事業者名を特定できないようにし、綴じたものを 10 部作成してください。

提出書類	提出部数	備 考
プロポーザル届出書（様式 4）	1 部	代表者印が必要
誓約書（様式 5）	1 部	代表者印が必要
見積書（様式 6）	1 部	代表者印が必要
企画提案書（様式 7）	左綴じした物を 10 部	A4 用紙 5 枚まで
実施体制調書（様式 8）		
配置予定者調書（様式 9）		
業務工程表（様式 10）		A4 又は A3 用紙で 1 枚

※様式 7～10 までを様式 7 から順に並べ、左綴じしてください。

※様式 7～10 は、作成した事業者名を特定できないようにしてください。

※提出書類はすべて片面印刷してください。

## 9 選考方法

選考は、プレゼンテーション審査及び質疑応答によって行います。なお企画提案書の提出者が 4 者を超えた場合については、企画提案書等を審査し（以下、書類審査）、上位 4 者をプレゼンテーション審査の対象とします。書類審査を行った場合、平成 29 年 4 月 24 日（月）までに審査結果を電子メールで通知します。

プレゼンテーション審査の出席者は 3 名以内とします。プレゼンテーションの時間は 20 分以内、質疑応答は 10 分程度とする予定です。

プレゼンテーション審査の実施は、平成 29 年 4 月 26 日（水）を予定しておりますが、時間等詳細は平成 29 年 4 月 24 日（月）までに電子メールで通知します。

### (1) 評価

次の評価項目について審査委員会で審査します。プレゼンテーション時は次の評価項目の順（ア～ウは省略可）に説明してください。評価の合計点が最高得点の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。最高得点が同点の場合は、審査委員会が決定します。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、次点の契約予定事業者と契約を取り交わします。

#### 【評価項目】

- ア 過去の業務の受託実績（10 点）
- イ 業務の実施体制（10 点）
- ウ 見積金額の評価（5 点）
- エ スケジュールに関する提案（5 点）
- オ 政策等に関する提案（70 点）
  - ・アンケートに関する提案
  - ・削減目標及び削減目標以外の目標に関する提案

- ・目標達成のための施策の提案（市民・事業者・行政の視点）
- ・適応策及びコベネフィットに関する提案
- ・指標の設定及び進捗管理に関する提案
- ・その他、独自の提案

(2) 選考結果

選考結果は、平成 29 年 5 月上旬に電子メールで通知します。

(3) その他

プレゼンテーション審査にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は環境政策課に事前に連絡の上相談するものとし、必要機器については各参加事業者にて用意してください。

また、プレゼンテーション審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語の表示等）はしないでください。

なお、審査委員会での選考は非公開とします。

また、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

## 10 結果の公表

選考結果については、ホームページで公表する予定です。

## 11 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとし、

## 12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度を越えている場合
- (5) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

## 13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 本市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとし、
- (4) 本市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式 10）」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとし、
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、本市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとし、
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成 8 年第 15 号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (8) 「プロポーザル参加表明書」提出の後に辞退する場合は、辞退届（様式 11）を提出するものとし、